契約書（案）

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）との間に、電子ジャーナルの利用について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第２条　乙は、甲に対しインターネットを介して利用可能な電子ジャーナル（以下「契約ジャーナル」という。）の供給を行うものとする。

（契約ジャーナルの種類）

第３条　乙が甲の利用に供する契約ジャーナルの種類は、別紙のとおりとする。

（契約期間）

第４条　この契約の期間は、令和９年１月１日から令和９年12月31日までとする。

（契約金額）

第５条　甲は、契約金額として、金＿＿＿＿＿＿＿＿円（うち消費税及び地方消費税の額＿＿＿＿円）を乙に支払うものとする。（リバースチャージ対象額＿＿＿＿＿＿円）

（支払い方法）

第６条　甲は乙から請求書を受理した日から30日以内に当該契約金額を支払うものとする。

（契約保証金）

第７条　契約保証金は、免除するものとする。

（障害時の対応）

第８条　甲は、利用に障害が生じた場合は乙に連絡し、乙は迅速な復旧のために適切な措置を講ずるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第９条　乙は、この契約から生ずる権利義務を他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

（損害賠償責任）

第10条　甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は次条の定めによりこの契約が解除された場合において、契約違反者は、その相手方に損害を与えたときには、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第11条　甲は、次のいずれかに該当したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

（１）乙がこの契約に反する行為をしたとき。

（２）乙の責に帰すべき理由により第４条に定める契約期間中に契約を継続する見込みがないと認められたとき。

（３）乙が契約の履行に関し、不誠実と認められ又は、この契約を忠実に履行する意思がないと認められるとき。

（４）この契約締結後の事情の変化により契約を継続させる必要がなくなったとき。

（５）乙が次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（６）契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（７）契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

（合意管轄）

第12条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（協議）

第13条　この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和８年　月　日

甲　静岡市葵区北安東４丁目２７番２号
公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学
理事長　　宮地　良樹

乙